



平成30年5月22日

各 位

会 社 名 鴻 池 運 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役兼社長執行役員 鴻池 忠彦
(コード番号：9025 東証第一部)

問 合 せ 先 執行役員
総務・人材開発本部本部長 加藤 敦

TEL：06-6227-4600

「定款一部変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成30年6月27日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 「定款一部変更の件」

1. 提案の理由

- ①当社グループの事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、事業の目的事項を追加、修正するとともに、一部号数の繰下げを行うものであります。
- ②当社では、取締役会の一層の活性化ならびに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図ることを目的として平成15年に執行役員制度を導入していますが、これを定款上明確にした上で、業務執行の最高責任者である社長は執行役員の役位とし、執行役員の中から社長を選定するとともに、取締役の員数を20名以内から10名以内とするものであります。また、これらに伴い、現行定款の取締役に関する規定ならびにその他の関連規定につき修正を行うものであります。
- ③当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、経営の透明性をより高めるため、相談役に関する規定を削除するものであります。
- ④その他、上記の変更に伴う条数の変更のほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>17.</p> <p>18. <u>ガス機器の設計、製造、販売、整備点検業並びにガス器具設置工事業</u></p> <p>19. (条文省略)</p> <p>41.</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>17.</p> <p>18. <u>各種ガス、冷暖房、流体輸送及び環境保全に関する各種設備機器の調査、設計、製造、施工、運転、保全、検査並びに販売</u></p> <p>19. (現行どおり)</p> <p>41.</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">42. (条文省略)</p> <p>第3条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>第14条 ～ 第16条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>第18条 ～ 第19条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">42. <u>発電及び電気の販売並びに熱供給に関する事業</u></p> <p style="text-align: center;">43. <u>保育施設の企画、運営及び運営受託</u></p> <p style="text-align: center;">44. (現行どおり)</p> <p>第3条 ～ 第12条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>第14条 ～ 第16条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>第18条 ～ 第19条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名</u>を定めることができる。</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、<u>相談役及び顧問</u>を委嘱することができる。</p> <p>② <u>相談役及び顧問</u>は、会社の業務に関し、<u>取締役社長</u>の諮問に応じ意見を述べることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会の定める順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条 ～ 第27条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会が必要と認める役付取締役</u>を定めることができる。</p> <p>(顧問)</p> <p>第21条 取締役会の決議により、顧問を委嘱することができる。</p> <p>② 顧問は、会社の業務に関し、<u>代表取締役</u>の諮問に応じ意見を述べることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会において定めた順序</u>により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条 ～ 第27条</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第5章 執行役員</u>
(新 設)	<u>(執行役員)</u>
	<u>第28条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u>
	<u>② 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長執行役員1名を定めるほか、その他の役付執行役員を定めることができる。</u>
(新 設)	<u>(執行役員規程)</u>
	<u>第29条 執行役員の職務等については、取締役に</u> <u>おいて定める執行役員規程に基づくものとする。</u>
第5章 監査役及び監査役会	第6章 監査役及び監査役会
第28条 ～ 第36条	第30条 ～ 第38条
(条文省略)	(現行どおり)
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第37条 ～ 第39条	第39条 ～ 第41条
(条文省略)	(現行どおり)
第7章 計 算	第8章 計 算
第40条 ～ 第43条	第42条 ～ 第45条
(条文省略)	(現行どおり)

以 上